

山口県警察公衆接遇費取扱要綱

昭和53年 3月29日
山口警会第 97号
山口保勤第 150号
山口保防第 265号

(目的)

第1条 この要綱は警察職員(以下「職員」という。)が職務を執行するに当たり、公衆に対する利便供与、又は応急的措置として、自己の所持金をもつて一時貸与し又は立て替えて処理した場合における公衆接遇費(以下「接遇費」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(接遇費の適用範囲)

第2条 接遇費は、職員が公衆接遇上やむを得ない事情により自己の所持金を貸与又は立て替えた次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 旅行中若しくは外出先で所持金を盗まれ、又は遺失した者に対する交通費等の経費
- (2) 迷い子、家出人等の保護に当たり、応急的措置に要した経費
- (3) 交通事故等による負傷者、行路病人等の救護に当たり、応急的措置に要した経費
- (4) その他、公衆接遇の適正を期するため特に必要と認められた経費

(接遇費の請求)

第3条 職員は、自己の所持金をもつて前条各号に掲げる経費を貸与し、又は立て替えた場合は、公衆接遇費処理簿(別記様式第1号。以下「処理簿」という。)に所要の事項を記入し、その取扱状況を警察署長(以下「署長」という。)に報告するとともに接遇に要した経費を請求することができる。

(接遇費の補償)

第4条 署長は、職員から前条の規定による請求を受けたときは、接遇に要した経費を補償するものとする。

(接遇費の返還)

第5条 職員は、公衆から接遇に要した経費の返還を受けた場合は、処理簿に返還を受けた年月日を記入し、その処理のてん末を明らかにしておかなければならない。

- 2 職員は、接遇に要した経費が、処理した日から1箇月を経過しても返還されないときは、公衆接遇費貸与(立替)金未返還報告書(別記様式第2号)により署長に報告するとともにその処理のてん末を明らかにしておかなければならない。
- 3 職員は、第4条により、接遇に要した経費の補償を受けた後、公衆から接遇費の返還を受けた場合は、処理簿にそのてん末を記入するとともに、公衆接遇費貸与(立替)金返納書(別記様式第3号)に返還金を添えて署長に報

告しなければならない。

(報告)

第6条 署長は、毎年9月末及び3月末に接遇費の取扱状況を取りまとめ、公衆接遇費取扱状況報告書(別記様式第4号)により、翌月の15日までに警察本部長に報告するものとする。